

調査基準価格及び失格基準価格の算定について

本工事における調査基準価格及び失格基準価格の算定は、次のとおりとする。

1. 調査基準価格

【調査基準価格】の算出方法

- ① 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）
- ② 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）
- ③ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）
- ④ 一般管理費等の額に 100 分の 55 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）
- ⑤ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

①＋②＋③＋④－⑤の合計額（ただし、その額が予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額【以下「入札書比較価格」という。】に 100 分の 90 を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に 100 分の 90 を乗じて得た額、入札書比較価格に 100 分の 70 を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に 100 分の 70 を乗じて得た額）から千円未満の端数を切り捨てた額に、100 分の 110 を乗じて得た額を調査基準価格（税込）とする。

2. 失格基準価格

【失格基準価格】の算出方法

1 で算出した調査基準価格(税込)に 110 分の 100 を乗じて得た額に 100 分の 97 を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100 分の 110 を乗じて得た額を失格基準価格（税込）とする。